

**(2) 政府開発援助における未着手案件
(事後評価)**

(1)「行政機関が行う政策の評価に関する法律」

第7条第2項第2号イに該当する事後評価の一覧表

案件名	現状と評価	対応方針
工業部門強化計画(タイ)	タイ政府からは本事業を実施するにあたり、円借款の利用を中止したいとの意図表明がなされている。	貸付の取りやめ。
産業人材育成センター建設計画(タイ)	現在本事業の継続の要否につき、タイ政府の最終判断を待っている。	現時点では未だ貸付取りやめの要否を検討する段階にはないため、タイ政府に対し、早期着手に向けて督促していく。
地方開発・雇用創出農業信用計画(タイ)	タイ政府からは本案件を実施するにあたり円借款の利用を中止したいとの意図表明がなされている。	貸付の取りやめ。
山西王曲火力発電所建設事業計画(第2期)(中国)	中国側の事業実施に関する国内手続きに遅延があったが、遅延の原因事由が除去され、現在事業は進捗している。	事業を継続実施する。
柳州酸性雨及び環境汚染総合整備事業計画(第3期)(中国)	中国側手続の遅れが生じたが、現在、設計及び入札の準備が進められているところ。	事業を継続実施する。
陝西省韓城第2火力発電所建設事業計画(第2期)(中国)	中国側調達手続が遅延していたが、現在は順調に進捗しており、すでに貸付実行は開始されている。	引き続き事業の進捗状況を注視し、早期の事業効果発現のために必要な協力を行う。
山西省王曲 山東萊陽送電線建設事業計画(中国)	中国政府から円借款借入を中止したいとの意図表明がなされている。	貸付の取りやめ。

* 順番はいずれもE/N締結順

【法第7条第2項第2号イに基づく事後評価】

1. 評価対象案件名	工業部門強化計画[タイ]
2. 評価責任者	有償資金協力課長 石兼 公博
3. 評価年月日	平成15年12月31日
4. 案件概要	
	(1)目的 中小企業に対し、タイ産業金融公社を通じて設備投資資金等を長期低利で融資することにより、工業部門の振興を図るとともに、雇用の創出、地域振興等を図る。
	(2)手段 工業部門の中小企業へのツーステップ・ローン。対象事業は、(イ)生産工程改善(ロ)生産設備改善(ハ)プラントの首都圏から地方あるいは工業団地内への移転(ニ)生産効率や品質を高めるための設備投資等、タイの工業部門強化に資する事業。
	(3)交換公文締結日 1998年9月25日
	(4)貸付契約締結日 1998年9月30日
	(5)供与限度額 12,094百万円
	(6)金利 1.0% / 0.75%
	(7)償還期間(据置期間) 25(7) / 40(10)年
	(8)借入人 タイ産業金融公社
	(9)事業実施機関 タイ産業金融公社
5. 経緯・現状	タイ政府からは、本事業を実施するにあたり、円借款の利用を中止したいとの意図表明がなされている。
6. 評価・今後の対応方針	貸付の取りやめ
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

【法第7条第2項第2号イに基づく事後評価】

1. 評価対象案件名	産業人材育成センター建設計画[タイ]
2. 評価責任者	有償資金協力課長 石兼 公博
3. 評価年月日	平成15年12月31日
4. 案件概要	<p>(1)目的 工業団地内に産業人材育成センターを建設し、現場において実践的な研修・再訓練を行うことにより、技術水準の高い熟練労働者を育成し、タイ経済の国際競争力向上、持続的成長の達成に資する。</p> <p>(2)手段 (イ)産業人材育成センターの建設 (ロ)研修用教育機材調達 (ハ)カリキュラム開発 (ニ)コンサルティングサービス</p> <p>(3)交換公文締結日 1998年9月25日</p> <p>(4)貸付契約締結日 1998年9月30日</p> <p>(5)供与限度額 2,573百万円</p> <p>(6)金利 0.75%</p> <p>(7)償還期間(据置期間) 40(10)年</p> <p>(8)借入人 タイ王国</p> <p>(9)事業実施機関 タイ工業団地公社</p>
5. 経緯・現状	タクシン政権の対外債務削減政策等の理由から、本事業は中断されている。現在本事業の継続の要否につき、タイ政府の最終判断を待っている。
6. 評価・今後の対応方針	人材育成はタイの開発における重点分野であり、本事業に対するニーズは引き続き大きい。現時点では未だ貸付取りやめの要否を検討する段階にはないため、タイ政府に対し、早期着手に向けて督促していく。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

【法第7条第2項第2号イに基づく事後評価】

1. 評価対象案件名	地方開発・雇用創出農業信用計画 [タイ]	
2. 評価責任者	有償資金協力課長 石兼 公博	
3. 評価年月日	平成 15 年 12 月 31 日	
4. 案件概要		
	(1) 目的 第8次国家計画の重点目標に沿って、農業生産活動の効率化、農産物の品質向上、植林の促進、環境保全型農業の推進を行うとともに、現下の通貨・経済危機に対応すべく農村部における雇用機会の提供を図る。	
	(2) 手段 農業・農業協同組合銀行を通じた、主に地方の小規模農民に対するサブローンの供与、及び会計管理と円借款事業モニタリング強化のためのコンサルティングサービス。	
	(3) 交換公文締結日	1998 年 9 月 25 日
	(4) 貸付契約締結日	1998 年 9 月 30 日
	(5) 供与限度額	18,360 百万円
	(6) 金利	1.0% / 0.75%
	(7) 償還期間(据置期間)	25 (7) 年 / 40 (10) 年
	(8) 借入人	農業・農業協同組合銀行
	(9) 事業実施機関	農業・農業協同組合銀行
5. 経緯・現状	タイ政府からは本案件を実施するにあたり円借款の利用を中止したいとの意図表明がなされている。	
6. 評価・今後の対応方針	貸付の取りやめ	
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等	

【法第7条第2項第2号イに基づく事後評価】

1. 評価対象案件名	山西省王曲火力発電所建設事業計画 [中国]
2. 評価責任者	有償資金協力課長 石兼 公博
3. 評価年月日	平成 15 年 12 月 31 日
4. 案件概要	
	(1) 目的 石炭の産地である山西省東南部の長治市の北7kmに石炭火力発電所を建設し、電力の需要地である山東省に電力を供給する。
	(2) 手段 600メガワット×2基の火力発電所(ボイラー、タービン、変電設備、制御装置等)の建設。
	(3) 交換公文締結日 1998年12月25日
	(4) 貸付契約締結日 1998年12月25日
	(5) 供与限度額 27,082百万円
	(6) 金利 1.80%
	(7) 償還期間(据置期間) 30(10)年
	(8) 借入人 中華人民共和国政府
	(9) 事業実施機関 電力工業部
5. 経緯・現状	当初中国側の事業実施に関する国内手続きに遅延があったが、遅延の原因事由が除去され、現在事業は進捗している。
6. 評価・今後の対応方針	現在、中国の電力需給は逼迫しており、本事業へのニーズは高い。本事業を実施することにより得られる効果は大きいことから、事業を継続実施する。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

【法第7条第2項第2号イに基づく事後評価】

1. 評価対象案件名	柳州酸性雨及び環境汚染総合整備事業計画（第3期）[中国]
2. 評価責任者	有償資金協力課長 石兼 公博
3. 評価年月日	平成15年12月31日
4. 案件概要	
	(1) 目的 酸性雨の発生頻度が中国全土でも1, 2を争う柳州市において、石炭火力発電所に脱硫装置を設置することにより、酸性雨の原因であるSO ₂ の排出量減少を図る
	(2) 手段 柳州発電所への脱硫装置設置及び右に係るコンサルティングサービス
	(3) 交換公文締結日 1998年12月25日
	(4) 貸付契約締結日 1998年12月25日
	(5) 供与限度額 4, 759百万円
	(6) 金利 0.75%
	(7) 償還期間(据置期間) 40(10)年
	(8) 借入人 中華人民共和国政府
	(9) 事業実施機関 柳州市人民政府
5. 経緯・現状	脱硫方式について技術的観点から再検討を要することとなり、中国側手続の遅れが生じたが、現在、設計及び入札の準備が進められているところ。
6. 評価・今後の対応方針	柳州は酸性雨コントロール地区に指定されており、引き続き酸性雨対策の重要性が高い。本事業を実施することにより得られる効果は大きいことから、事業を継続実施する。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

【法第7条第2項第2号イに基づく事後評価】

1. 評価対象案件名	陝西省韓城第2火力発電所建設計画 [中国]
2. 評価責任者	有償資金協力課長 石兼 公博
3. 評価年月日	平成15年12月31日
4. 案件概要	
	(1) 目的 陝西省の経済発展に伴う電力需要を賄うことを目的として、陝西省韓城市の28km北方下峪口に石炭火力発電所を建設する。
	(2) 手段 600メガワット×2基の火力発電所(ボイラー、タービン、変電設備、制御装置、脱硫装置、水処理設備等)の建設
	(3) 交換公文締結日 1998年12月25日
	(4) 貸付契約締結日 1998年12月25日
	(5) 供与限度額 22,970百万円
	(6) 金利 1.8% / 0.75%
	(7) 償還期間(据置期間) 30(10)年 / 40(10)年
	(8) 借入人 中華人民共和国政府
	(9) 事業実施機関 電力工業部
5. 経緯・現状	電力需要見込み見直しを受けて中国側調達手続が遅延していたが、現在は順調に進捗しており、すでに貸付実行は開始されている。
6. 評価・今後の対応方針	現下の旺盛な中国の電力需要に対応すべく、引き続き事業の進捗状況を注視し、早期の事業効果発現のために必要な協力を行っていく。
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

【法第7条第2項第2号イに基づく事後評価】

1. 評価対象案件名	山西省王曲 - 山東萊陽送電線建設事業計画 [中国]
2. 評価責任者	有償資金協力課長 石兼 公博
3. 評価年月日	平成 15 年 12 月 31 日
4. 案件概要	<p>(1) 目的</p> <p>山西省東南部長治市の王曲火力発電所からの電力の需要地である山東省に、電力を供給するため、送電線及び変電所を新設・拡張するもの。</p> <p>(2) 手段</p> <p>送電線 - 500kV: 延べ1164km新設及び220kV延べ4384kmの新設。 変電所 - 500kV: 2か所新設(1500MVA)、拡張3か所(引き出し口のみ) 200kV: 8か所新設(1380MVA)、拡張2か所(計450MVAの変圧器増設)</p> <p>(注) kV…キロボルト MVA…メガボルトアンペア</p> <p>(3) 交換公文締結日</p> <p>(4) 貸付契約締結日</p> <p>(5) 供与限度額</p> <p>(6) 金利</p> <p>(7) 償還期間(据置期間)</p> <p>(8) 借入人</p> <p>(9) 事業実施機関</p>
5. 経緯・現状	中国政府からは、本事業を実施するにあたり、円借款の利用を中止したいとの意図表明がなされている。
6. 評価・今後の対応方針	貸付の取りやめ
7. 政策評価を行う過程において使用した資料等	交換公文、国際協力銀行から提供された資料等

